

「アイオキシニル」「イプロジオン」「エテホン」「オキサミル」「カルフェントラゾンエチル」「クロリダゾン」「ジクロルプロップ」「ジクワット」「ターバシル」「ピリミホスメチル」「フルシトリネート」「プロフェノホス」「ホルクロルフェニユロン」「メタミトロン」「メチダチオン」「レナシル」「ダイアジノン」「フルアズロン」「ハロフジノン」及び「ラサロシド」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

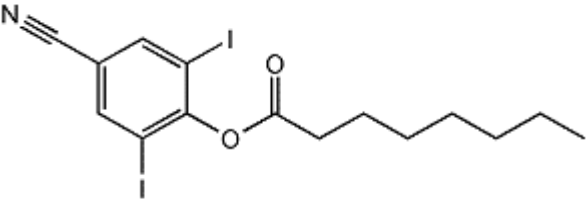
1. アイオキシニル(農薬)
2. イプロジオン(農薬)
3. エテホン(農薬)
4. オキサミル(農薬)
5. カルフェントラゾンエチル(農薬)
6. クロリダゾン(農薬)
7. ジクロルプロップ(農薬)
8. ジクワット(農薬)
9. ターバシル(農薬)
10. ピリミホスメチル(農薬)
11. フルシトリネート(農薬)
12. プロフェノホス(農薬)
13. ホルクロルフェニユロン(農薬)
14. メタミトロン(農薬)
15. メチダチオン(農薬)
16. レナシル(農薬)
17. ダイアジノン(農薬及び動物用医薬品)
18. フルアズロン(動物用医薬品)
19. ハロフジノン(動物用医薬品及び飼料添加物)
20. ラサロシド(動物用医薬品及び飼料添加物)

アイオキシニル

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|--|
| 名称 | アイオキシニル (Ioxynil) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 除草剤 | |
| 作用機構 | 接触型のニトリル系除草剤である。光合成経路の中の D1 タンパク質を阻害し、雑草の生存に必要な ATP 及び NADPH の生産を低下させて枯死させると考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録がなされている。 | |
| | 適用作物：麦類、たまねぎ、にんにく等 使用方法：散布等 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | 毒性評価なし |
| | 国際基準 | なし |
| | 諸外国 | E U 基準：にんにく、たまねぎ等 豪州基準：芽キャベツ、セロリ等 米国、カナダ、ニュージーランド：基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

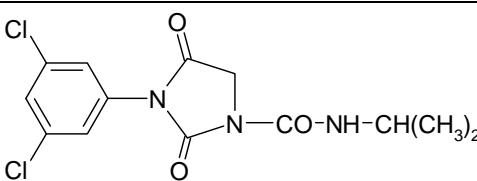
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

イプロジオン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|--|
| 名称 | イプロジオン (Iprodion) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 殺菌剤 | |
| 作用機構 | ヒダントイン系の殺菌剤である。病原菌の孢子発芽阻害、発芽管及び菌糸の植物細胞表面における伸長阻害により殺菌作用を示すと考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録がなされている。 | |
| | 適用作物：かんきつ、りんご、なし他 使用方法：散布 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | ADI = 0.06mg/kg 体重/day |
| | 国際基準 | アーモンド、ブラックベリー、たまねぎ等 |
| | 諸外国 | 米国基準：米、豆類、らっかせい等 カナダ基準：ねぎ、レタス等 EU基準：大麦、小麦、核果類等 豪州基準：アーモンド、にんにく等 ニュージーランド基準：トマト、ベリー類等 |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

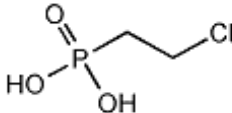
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

エテホン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|---|
| 名称 | エテホン (Ethephon) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 植物成長調整剤 | |
| 作用機構 | 植物体内あるいは表面でエチレンを生成し、エチレンの植物ホルモン作用を直接的に示すと考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録がなされている。 | |
| | 適用作物：なし、おうとう、かき等 使用方法：散布等 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | ADI = 0.05 mg/kg 体重/day |
| | 国際基準 | りんご、大麦等 |
| | 諸外国 | 米国基準：りんご、ブラックベリー等 カナダ基準：ブラックベリー、トマト等 EU基準：アーモンド、りんご等 豪州基準：りんご、大麦等 ニュージーランド：基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

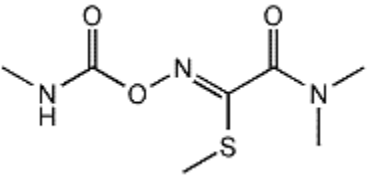
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

オキサミル

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|---|---|
| 名称 | オキサミル (Oxamyl) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 殺虫剤 | |
| 作用機構 | カーバメート系の殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼ阻害によって、線虫等の神経系の機能を阻害することにより、殺虫効果を示す。また、直接的な致死作用に至らないような低濃度においても、線虫類の正常な活動を乱す作用を有し、土壌中における誘引・移動、ふ化、植物体内における侵入、接触、発育を阻害し、増殖を抑制する。 | |
| 日本における登録状況 | 登録がなされている。 | |
| | 適用作物：ばれいしょ、なす、ピーマン等 使用方法：散布等 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | ADI = 0.009 mg/kg 体重/day |
| | 国際基準 | にんじん、綿実等 |
| | 諸外国 | 米国基準：りんご、バナナ等 カナダ基準：ばれいしょ EU基準：トマト、きゅうり等 豪州基準：バナナ、ピーマン等 ニュージーランド：基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

カルフェントラゾンエチル

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|--|
| 名称 | カルフェントラゾンエチル (Carfentrazone-Ethyl) | |
| 構造式 | | |
| 用途 | 除草剤 | |
| 作用機構 | <p>トリアジノン系の除草剤である。クロロフィル生合成系のプロトポルフィリノーゲノキシダーゼを阻害することにより、ポルフィリンが蓄積し、膜脂質の過酸化が起こり、細胞死（ネクローシス）を引き起こすことにより枯死させると考えられている。</p> | |
| 日本における登録状況 | <p>登録がなされている。 適用作物：小麦、ばれいしょ、みかん等 使用方法：散布等</p> | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | 毒性評価なし |
| | 国際基準 | なし |
| | 諸外国 | 米 国 基 準：大麦、小麦、穀類等 カ ナ ダ 基 準：柑橘類、ホップ等 E U 基 準：穀類、てんさい、さとうきび等 豪 州 基 準：とうもろこし、にんじん等 ニュージーランド：基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

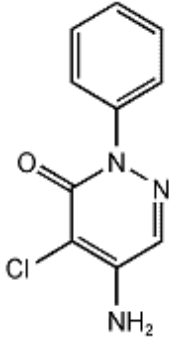
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

クロリダゾン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|---|
| 名称 | クロリダゾン (Chloridazon) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 除草剤 | |
| 作用機構 | 光合成経路の中の D1 タンパク質を阻害し、雑草の生存に必要な ATP 及び NADPH の生産を低下させて枯死させると考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録がなされている。 | |
| | 適用作物：てんさい 使用方法：散布等 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | 毒性評価なし |
| | 国際基準 | なし |
| | 諸外国 | E U 基準：いちじく、キウイ等 豪州基準：カブ 米国、カナダ、ニュージーランド：基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

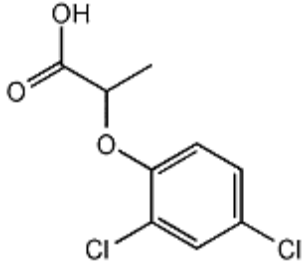
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ジクロルプロップ

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|---|
| 名称 | ジクロルプロップ (Dichlorprop) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 除草剤 | |
| 作用機構 | オーキシシン活性によって植物のエチレン生成抑制及びセルラーゼ活性を抑制し、果実の離層形成を遅らせて効果を示すと考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録がなされている。 | |
| | 適用作物：りんご、なし 使用方法：散布等 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | 毒性評価なし |
| | 国際基準 | なし |
| | 諸外国 | E U 基準：大麦、オレンジ等 豪州基準：オレンジ、レモン等 米国、カナダ、ニュージーランド：基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

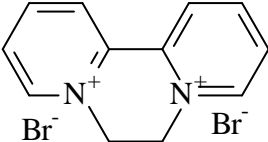
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ジクワット

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|---|
| 名称 | ジクワット (Diquat) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 除草剤 | |
| 作用機構 | <p>ビピリジリウム系非選択性接触型の除草剤である。光合成における電子の励起・伝達により一電子還元を受けてジクワットフリーラジカルとなり、これから生じた過酸化水素（OHラジカル・H₂O₂）が植物細胞を破壊し、枯死させると考えられている。</p> | |
| 日本における登録状況 | <p>登録がなされている。 適用作物：ばれいしょ、果樹類等 使用方法：散布等</p> | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | ADI = 0.002 mg/kg 体重/day (ジクワットイオンとして) |
| | 国際基準 | 大麦、米、小麦等 |
| | 諸外国 | 米 国 基 準：ばれいしょ、いちご等 カ ナ ダ 基 準：ばれいしょ、ひまわりの種等 E U 基 準：大麦、とうもろこし等 豪 州 基 準：たまねぎ、米等 ニューゼーランド基準：豆類、小麦等 |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

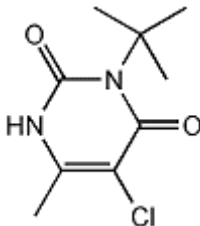
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ターバシル

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|--|
| 名称 | ターバシル (Terbacil) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 除草剤 | |
| 作用機構 | ピレスロイド系の殺虫剤である。ピレトリン類と同様に神経毒として殺虫作用を示すと考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録がなされている。 適用作物：かんきつ 使用方法：散布等 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | 毒性評価なし |
| | 国際基準 | なし |
| | 諸外国 | 米国基準：りんご、アスパラガス等 カナダ基準：いちご 豪州基準：アーモンド、核果類等 EU、ニュージーランド：基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

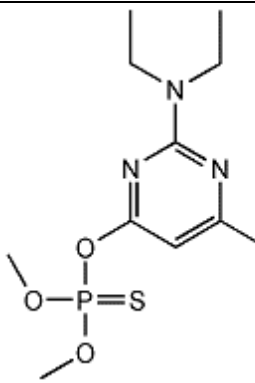
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ピリミホスメチル

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|---|--|
| 名称 | ピリミホスメチル (Pirimiphos-Methyl) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 殺虫剤・ダニ駆除剤 | |
| 作用機構 | 有機リン系殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼを阻害するが、これに抵抗性を示す害虫にも有効なことから、アセチルコリンエステラーゼ阻害のみでなく、異質の作用性を持つと考えられており、複数の作用が相互に補完的又は共力的に関与していると考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録がなされている。 適用作物：キャベツ、カリフラワー、こまつな等 使用方法：散布等 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | ADI = 0.03 mg/kg 体重/day |
| | 国際基準 | 穀類、乳等 |
| | 諸外国 | 米 国 基 準：牛、豚等 E U 基 準：レモン、ライム等 豪 州 基 準：大麦、畜産物等 ニュージーランド基準：豆類、かき等 カナダ：基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルシトリネート

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|---|----------------------------|
| 名称 | フルシトリネート (Flucythrinate) | |
| 構造式 | | |
| 用途 | 殺虫剤 | |
| 作用機構 | ピレスロイド系の殺虫剤である。ピレトリン類と同様に神経毒として殺虫作用を示すと考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録がなされている。 適用作物：あずき、えだまめ、たまねぎ等 使用方法：散布 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | ADI = 0.02mg/kg 体重/day |
| | 国際基準 | なし |
| | 諸外国 | 米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

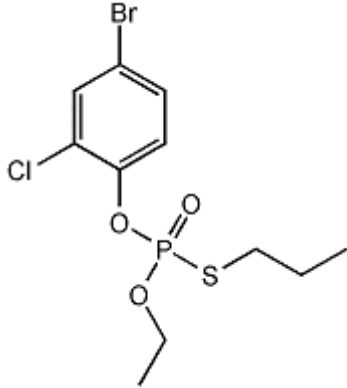
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

プロフェノホス

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|---|---|
| 名称 | プロフェノホス (Profenofos) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 殺虫剤 | |
| 作用機構 | 有機リン系殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼ阻害を示すが、これに抵抗性を示す害虫にも有効なことから、アセチルコリンエステラーゼ阻害のみでなく、異質の作用性を持つことが考えられており、複数の作用が相互に補完的又は共力的に関与しているものと考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録がなされている。 適用作物：茶、ばれいしょ、てんさい等 使用方法：散布 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | ADI = 0.03 mg/kg 体重/day |
| | 国際基準 | マンゴー、茶、トマト等 |
| | 諸外国 | 米国基準：乳等 EU基準：マンゴー、トマト等 豪州基準：乳等 カナダ、ニュージーランド：基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

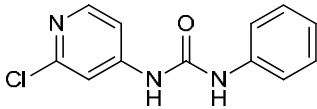
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ホルクロールフェニユロン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|---|
| 名称 | ホルクロールフェニユロン (Forchlorfenuron) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 植物成長調整剤 | |
| 作用機構 | 4-ピリジル尿素系のサイトカイニンである。RNA 合成を誘導することによりタンパク質合成や成長が促進され、膜構造が安定するため、老化防止に貢献すると考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録がなされている。 適用作物：ぶどう、キウイフルーツ、かぼちゃ等 使用方法：散布等 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | 毒性評価なし |
| | 国際基準 | なし |
| | 諸外国 | 米 国 基 準：アーモンド、いちご等 豪 州 基 準：ブルーベリー、マンゴー等 ニュージーランド基準：りんご カナダ、EU：基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

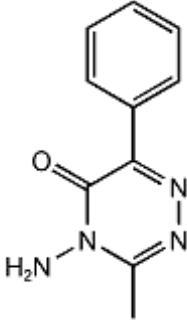
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

メタミトロン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|---|---|
| 名称 | メタミトロン (Metamitron) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 除草剤 | |
| 作用機構 | <p>ウラシル系の非ホルモン型移行性除草剤である。土壌処理により、主として雑草の根部から吸収され上方移行して茎葉部に至る。植物の光合成過程のヒル反応（酸素発生反応）を阻害することにより作用すると考えられている。</p> | |
| 日本における登録状況 | <p>登録がなされている。 適用作物：てんさい 使用方法：散布等</p> | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | 毒性評価なし |
| | 国際基準 | なし |
| | 諸外国 | EU基準：セロリ、てんさい等 米国、カナダ、豪州、ニュージーランド：基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

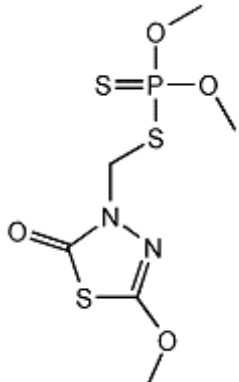
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

メチダチオン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|---|
| 名称 | メチダチオン (Methidathion) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 殺虫剤 | |
| 作用機構 | 有機リン系の殺虫剤である。中枢神経系のアセチルコリンエステラーゼを阻害することにより殺虫活性を示すと考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録がなされている。 適用作物：みかん、かんきつ、小粒核果類等 使用方法：散布等 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | ADI = 0.001 mg/kg 体重/day |
| | 国際基準 | りんご、おうとう等 |
| | 諸外国 | 米国基準：アーティチョーク、マンゴー等 カナダ基準：りんご、ぶどう等 EU基準：核果類、穀類等 豪州基準：アボカド、なし等 ニュージーランド：基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

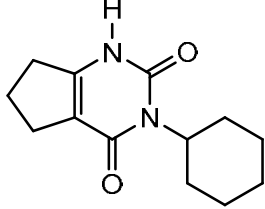
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

レナシル

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|---------------|--|--|
| 名称 | レナシル (Lenacil) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 除草剤 | |
| 作用機構 | ウラシル系の非ホルモン型移行性除草剤である。土壌処理により、主として雑草の根部から吸収され上方移行して茎葉部に至り、植物の光合成過程のヒル反応（酸素発生反応）を阻害することにより作用すると考えられている。 | |
| 日本における登録状況 | 登録がなされている。 | |
| | 適用作物：てんさい、かんしょ、ほうれんそう等 使用方法：散布等 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | 毒性評価なし |
| | 国際基準 | なし |
| | 諸外国 | EU基準：さといも、かんしょ、やまのいも等 米国、カナダ、豪州、ニュージーランド：基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

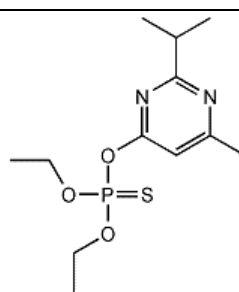
ダイアジノン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

※魚介類への基準値設定に係る評価について、平成20年8月18日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|----------------|--|--|
| 名称 | ダイアジノン (Diazinon) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 殺虫剤（農薬及び動物用医薬品） | |
| 作用機構 | 有機リン系殺虫剤である。昆虫体内に取り込まれ、アセチルコリンエステラーゼを阻害して神経毒として作用し、殺虫効果を示すと考えられている。 | |
| 日本における登録状況（食用） | 【農薬】 | 登録がなされている。 適用作物：かんしょ、ばれいしょ、キャベツ等 使用方法：散布等 |
| | 【動物用医薬品】 | 承認されていない。 |
| 国際機関、海外での評価状況 | JMPR | ADI = 0.005 mg/kg 体重/day |
| | JECFA | 毒性評価なし |
| | 国際基準 | アーモンド、ブラックベリー等 |
| | 諸外国 | 米 国 基 準：りんご、ブルーベリー等 カナダ基準：りんご、ブロッコリー等 E U 基 準：アーモンド、牛等 豪 州 基 準：キウイ、もも等 ニュージーランド基準：野菜類、畜産物等 |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

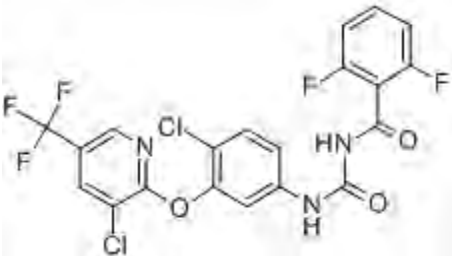
JECFA：FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

フルアズロン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|----------------|--|--|
| 名称 | フルアズロン (Fluazuron) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | ダニ駆除剤（動物用医薬品） | |
| 作用機構 | キチン合成段階に含まれる酵素に作用し、ダニ表皮へのキチンの取り込みを阻害すると考えられている。 | |
| 日本における登録状況（食用） | 【動物用医薬品】承認されていない。 | |
| 国際機関、海外での評価状況 | JECFA | ADI = 0.04 mg/kg 体重/day |
| | 国際基準 | 牛 |
| | 諸外国 | EU基準：牛 豪州基準：牛 米国、カナダ、ニュージーランド：基準なし |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

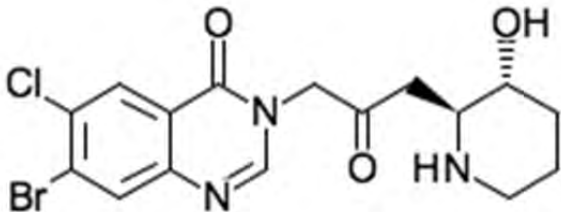
JECFA：FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

ハロフジノン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|----------------|--|---|
| 名称 | ハロフジノン (Halofuginone) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 寄生虫駆除剤・抗原虫薬・合成抗菌薬（動物用医薬品及び飼料添加物） | |
| 作用機構 | キナゾリノン誘導体である。tRNA 合成酵素に干渉し、アミノアシル化を誘導する分子機序を阻害する。 | |
| 日本における登録状況（食用） | 【動物用医薬品】 | 承認されていない。 |
| | 【飼料添加物】 | 指定されている。（ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウムとして。） 対象動物：鶏 |
| 国際機関、海外での評価状況 | JECFA | 毒性評価なし |
| | 国際基準 | なし |
| | 諸外国 | 米 国 基 準：鶏、七面鳥等 カナダ基準：鶏 E U 基 準：牛 豪 州 基 準：牛 ニュージーランド基準：牛 |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

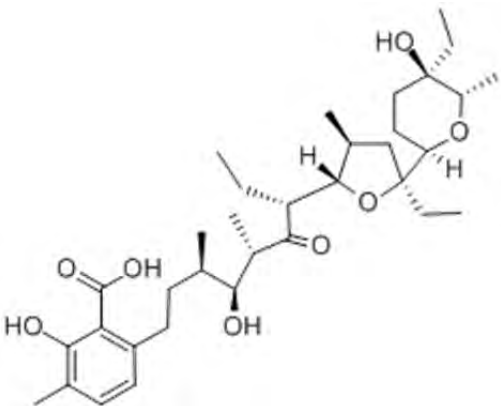
JECFA：FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

ラサロシド

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

| | | |
|----------------|---|--|
| 名称 | ラサロシド (Lasalocid) | |
| 構造式 |  | |
| 用途 | 抗生物質（動物用医薬品及び飼料添加物） | |
| 作用機構 | ポリエーテル系抗生物質である。金属陽イオンとの親和性が高くイオノフォアと称される。細菌細胞内外の陽イオンの濃度勾配に作用し、異常なイオン濃度是正のための ATP 枯渇が、細胞活動の停止を引き起こすと考えられている。 | |
| 日本における登録状況（食用） | 【動物用医薬品】 | 承認されていない。 |
| | 【飼料添加物】 | 指定されている。（ラサロシドナトリウムとして。） 対象動物：牛、鶏 |
| 国際機関、海外での評価状況 | JECFA | 毒性評価なし |
| | 国際基準 | なし |
| | 諸外国 | 米 国 基 準：牛、羊、鶏等 カナダ基準：牛、鶏 E U 基 準：鶏、七面鳥等 豪 州 基 準：牛、鶏、七面鳥等 ニュージーランド基準：鶏、七面鳥等 |
| 食品安全委員会での評価等 | 初回 | |

JECFA：FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議